アンゴラ共和国の表

概要	次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
十一	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） １　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 ２　１に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
十二	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

一	
分野	金融サービス
小分野	銀行業
産業分類	ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｋ六四一九一　銀行サービス
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	金融機関の一般的な制度に関する法律（二千二十一年五月十九日の法律第十四号）第八十六条
概要	外国の金融機関は、アンゴラ共和国内にあるその支店が負う同国の管轄権の下での義務に責任を有する。
二	
分野	金融サービス
小分野	年金基金運用サービス
産業分類	ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｋ六五三〇〇　年金基金運用サービス
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	年金基金に関する規則（千九百九十八年八月七日の政令第二十五号）第六条及び第七条
概要	アンゴラ共和国内に本社を有する同国の法人のみが年金基金を運用することを認められる。

三	
分野	金融サービス
小分野	保険サービス
産業分類	ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｋ六五一一〇　生命保険サービス ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｋ六五一二〇　生命保険以外の保険サービス
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	保険業法（二千二十二年七月七日の法律第十八号）第二十二条1、第二十八条2(d)、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第百三条及び第百三十七条
概要	１　アンゴラ共和国における保険業及び再保険業は、次の者のみが行うことができる。 (a)　アンゴラ共和国内に本社を有する株式会社 (b)　アンゴラ共和国の領域外に本社を有する保険会社及び再保険会社の支店であって、保険業及び再保険業法に従って許可を与えられたもの ２　外国の保険会社及び再保険会社は、国外において五年間の業務を行った後にアンゴラ共和国内に支店を設立することを認められ、また、同国の企業が業務を行うために必要とされる額を下回らない額の資金をその支店のための業務のために配分しなければならない。 ３　外国の保険会社及び再保険会社の支店は、保険業及び再保険業法に従って計算される技術的引当金に相当する資産を保証する義務を負う。
四	
分野	鉱業
小分野	
産業分類	ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｂ〇八一〇　採石業、砂利採取業及び粘土採取業 ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｍ七一一〇二　エンジニアリング業及び関連する技術（鉱物の探査のためのものに限る。）
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	鉱業法（二千十一年九月二十三日の法律第三十一号）第百七十七条、第二百八十五条、第三百三十二条及び第三百四十七条
概要	１　零細採掘業（ダイヤモンドの零細採掘業を含む。）の鉱業権は、アンゴラ共和国の国民にのみ与えられる。 ２　建設用及び土木用鉱物の探査又は採掘のための鉱業権並びに医療用ミネラルウォーターの探査のための鉱業権は、アンゴラ共和国の国民又は資本の三分の二以上を同国の国民が所有する同国の法人にのみ与えられる。
五	
分野	石油及びガス分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	現地調達に関する規則（二千二十年十月二十日の大統領令第二百七十一号）第二条及び第八条から第十一条まで
概要	１　国家開発事業体の関連企業、リスク・サービス契約を有する団体、石油事業の運営においてこれらの企業又は団体と協力する団体並びにアンゴラ共和国で登記された営利企業であって石油及びガス分野にサービス又は物品を供給するものは、同国の国民を雇用しなければならない。 ２　１に規定する企業又は団体は、研究、開発、技術移転、アンゴラ共和国の労働力の訓練並びに同国の職員及びその効果的な利用のための革新的な技術の分野における継続的な訓練への投資を誘引しなければならない。 ３　国家開発事業体の関連企業、リスク・サービス契約を有する団体及び石油事業の運営においてこれらの企業又は団体と協力する団体は、国家開発事業体が承認した一覧表に含まれる物品及びサービスを取得するためには、アンゴラ共和国の企業と契約しなければならない。 ４　石油及びガス分野の営利企業は、アンゴラ共和国内で生産される原料、設備、機器及び消費材並びに提供されるサービスが輸入される物品及びサービスと比較して同一の品質である場合には、同国内で生産される物品及び提供されるサービスを購入しなければならない。
六	
分野	不動産
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） アンゴラ共和国憲法第九十八条
措置	土地法（二千四年十一月九日の法律第九号）第三十五条
概要	１　私有地の所有権の取得及び移転は、アンゴラ共和国の法令により同国の国民にのみ認められる。 ２　都市部の土地の所有権は、アンゴラ共和国の国民にのみ移転することができる。